

## 海外における食文化の世界無形遺産登録の動向 (韓国及びトルコ)

### 1 経緯

本年 11 月にインドネシアで開催予定のユネスコ政府間委員会に向け、

- ・ 韓国の宮中料理
- ・ トルコのケシケキ (keşkek) の伝統

を含む 49 件について補助機関からの勧告がなされた。

### 2 韓国の宮中料理 (Royal cuisine of the Joseon dynasty)

#### (1) 申請の内容

##### (ア) 定義

宮中料理は李氏朝鮮時代の宮中に由来し、現在の韓国料理に多大な影響を与えている食文化である。かつては王室に独占され、また日本の韓国併合により消滅しかけたが、二人の専門家と 2 つの機関により保護・継承され、現在は社会的・文化的な食文化として生まれ変わっている。

##### (イ) 国内における主な保護措置

- ・ 二人の専門家と 2 つの機関による展示会や教育プログラムの実施、書籍の編纂
- ・ 登録された暁には、宮中料理の普及のため 1 億ウォン程度の予算措置を実施
- ・ 宮中料理に係る大学での講義の履修に掛かる費用への支援
- ・ 学術研究の強化
- ・ 世界無形遺産のモニタリングのための予算措置 等

#### (2) 補助機関の評価

##### 【情報照会】

世界無形遺産の記載基準 (別紙参照) と照らし合わせ、以下の点で追加的な情報提供等が必要。

基準 1 : この慣習が後継者によってどのように再生産 (recreate) されているか、またいかに「アイデンティティ」や「現代までの継続性」をもたらしているかについて、追加情報を要求。(申請書では「100年前の伝統的料理が食べられることにより、アイデンティティをもたらしている」とのみ記載)

基準 2 : 登録により、いかに世界無形遺産の認知、重要性の認識に貢献するかを明示することを要求。(申請書では「他の文化遺産との相乗効果により貢献」と記載)

基準 4 : 学術界以外のより広範なコミュニティの参加について、追加情報を要求。(申請書では二人の専門家と2つの機関についてのみ記載)

### 3 トルコのケシケキの伝統 (Ceremonial Keşkek tradition)

#### (1) 登録の内容

##### (ア) 定義

「ケシケキの伝統」とは結婚式や割礼式、祝日、雨乞いなどの儀式において連帯感を強めるために行われる社会的・文化的慣習であり、儀式の主催者が「ケシケキ」と呼ばれる料理(麦粥のようなもの)をふるまう。小麦の脱穀やすりつぶす際に一定のリズムに乗って調理する方法は伝統的な慣習である。

##### (イ) 国内における主な保護措置

- ・ NGOや地方自治体によるケシケキのイベント開催により、都市住民へも伝統を継承
- ・ 官学一体となったケシケキの研究、口承・音楽の記録
- ・ 小麦の生産とケシケキに関するドキュメンタリーフィルムの作成
- ・ 政府によるケシケキの習熟課程の設定、関連工芸品の生産奨励、ケシケキ・マスターの人間国宝への登録 等

#### (2) 補助機関の評価

##### 【登録】

世界無形遺産の記載基準と照らし合わせ、登録が妥当。

## (別紙) 世界無形遺産の登録要件

ユネスコ無形文化遺産保護条約締約国会議で決定する運用指示書に次の通り規定されている。

段落2 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

- 1 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
- 2 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

<参考>ユネスコ無形文化遺産保護条約(抄)

### 第2条 定義

この条約の適用上、

- 1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するものにのみ考慮を払う。
- 2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。
  - (a) 口承による伝統及び表現(無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。)
  - (b) 芸能
  - (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
  - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
  - (e) 伝統工芸技術

### 第11条 締約国の役割

締約国は、次のことを行う。

- (a) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。
- (b) 第2条3に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。

### 第12条 目録

- 1 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。